

## 労働力調査からみる女性配偶者の有業率及び平均収入の推移について

## &lt;ポイント&gt;

1. 総務省「家計調査」を用いた内閣府（2021）<sup>1</sup>の分析によると、女性配偶者の有業率と平均収入の何れも上昇・増加傾向にあるが、ここでは、総務省「労働力調査」を用いて、「家計調査」では入手できない収入階層別データを活用しつつ、女性配偶者の有業率や平均収入といった数字を試算し、「家計調査」と同様の傾向が見られるかを分析する。
2. 2020年は女性就業者の正規化が進み、中高収入層が増加したことを前号<sup>2</sup>において指摘したが、世帯主の配偶者（女性）の雇用者に限定して、更に長い期間（2014年以降）の推移をみると、パート・アルバイトの者は2020年に大幅に減少した一方で、正規雇用者は2015年以降増加を続けている（図1）。「労働力調査」には有業率という計数が存在しないが、これを世帯主の配偶者（女性）数を分母、そのうちの就業者数を分子としたものを有業率と定義して求めたところ、2013年の48.0%から2020年には54.3%と約6%ポイント上昇したことがわかる（図2）。
3. 次に、産業別の就業者数をみると、2020年は、相対的に正規雇用者比率の低い宿泊・飲食サービス業、生活関連サービス業等、卸売・小売業といった産業で大幅な減少が見られ、総数も減少した。一方で、相対的に正規雇用者比率の高い医療・福祉、情報通信業、教育・学習支援業といった産業では、2020年も含めおおむね増加を続けていたことがわかる（図3、4）。
4. また、世帯主の配偶者（女性）の就業者数を年収別にみると、100万円未満の層が減少する年はあるものの、200万円以上の層はおおむね増加傾向にある（図5）。これらを総合すると、女性全体の正規化の進展に伴って中高収入層の雇用者数が増加する中で、女性配偶者の平均収入も押し上げられたことが推察される。
5. そこで、収入階層別データを基に、世帯主の配偶者（女性）の就業者一人当たり収入を算出した。主に各年収層の中央値を用いて試算したが、100～199万円の層は、年収を社会保険に加入する必要がない上限の106万円以内に収める方が多く存在すると仮定し、110万円とするなど若干の調整を行った。その結果、2013年に173.2万円であった平均収入が、2020年には201.5万円と約28万円増加し、かつ期間中、一貫して増加していたことがみてとれる（図6）。
6. まとめると、女性の社会進出を受け、女性配偶者の有業率や平均収入は、2013年から2020年まで、上昇・増加を続けていることがうかがえる。しかし、感染症の影響を受けた2020年は、平均収入が前年比で+5.2%（約10万円）と、過去7年で最大の上昇幅となるなど、非常に特徴的な動きとなった。これは、年収300万円以上の中高収入層の就業者数が増加したこと（+2.6%ポイント）に加え、上でみたように、パート・アルバイトを中心とした年収100万円未満の層の就業者数が大幅に減少したこと（+2.0%ポイント）が相応に寄与したためである（図7）。引き続き感染症の終息が見込めない現状を踏まえると、配偶者収入の増減を評価する際には、平均額の推移だけでなく、非正規雇用者を含めた就業者動向も考慮する必要がある。

<sup>1</sup> 内閣府政策統括官（2021）『日本経済 2020-2021—感染症の危機から立ち上がる日本経済—』を参照。

<sup>2</sup> 吉田貴紀（2021）『感染症の影響による女性就業者及び雇用者の変化について』今週の指標 No. 1257 を参照。

図1 女性配偶者の雇用者数(雇用形態別)

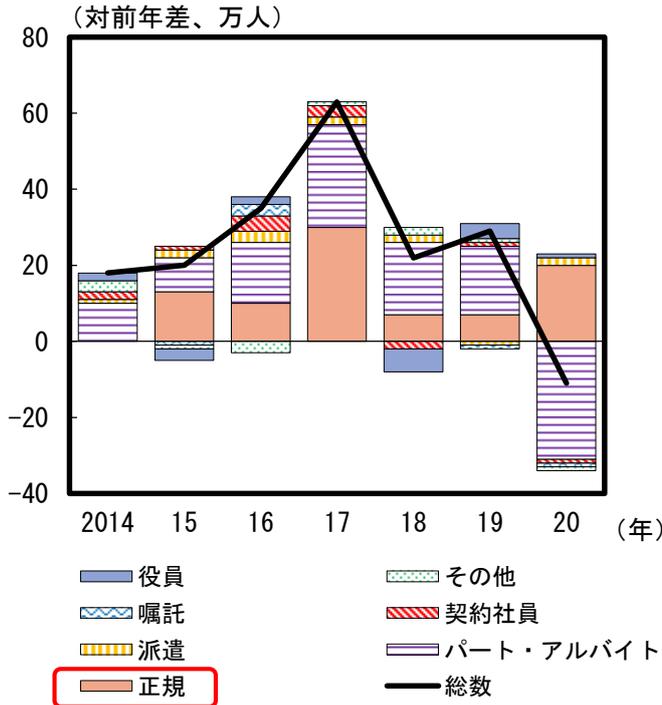


図2 女性配偶者の有業率

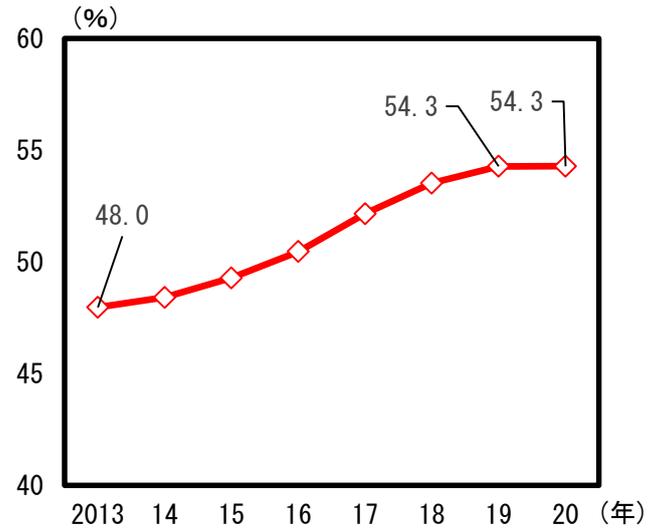


図3 女性配偶者の就業者数(産業別)

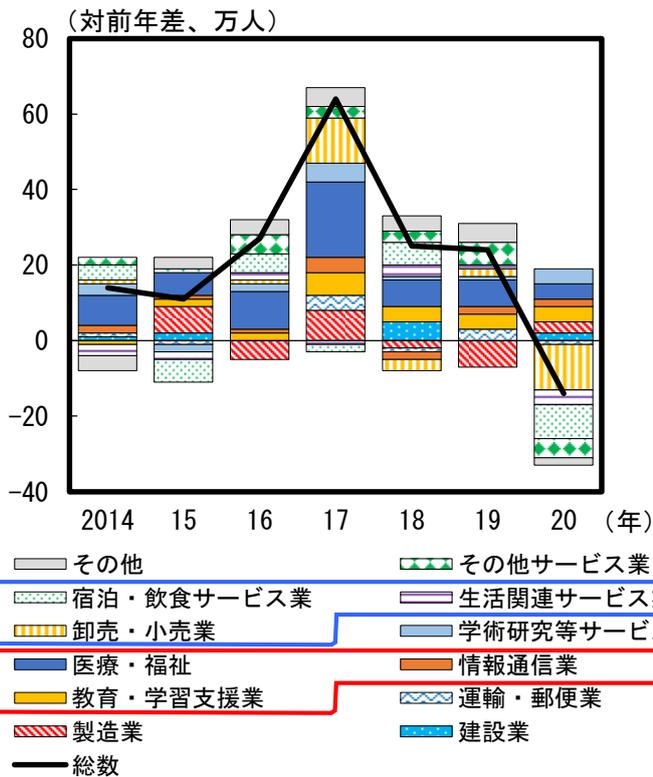
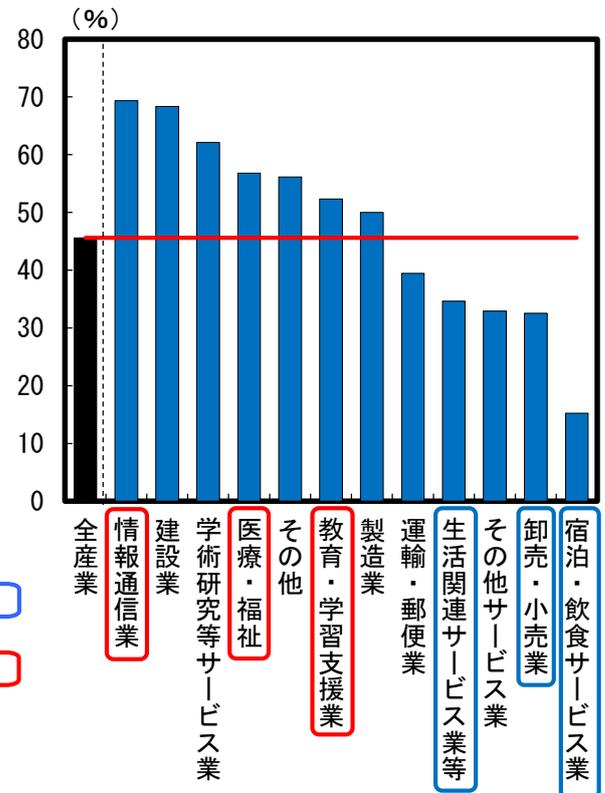


図4 女性雇用者の産業別正規雇用者比率(2020年)



(備考) 総務省「労働力調査」により作成。

図5 女性配偶者の就業者数（本人の年収別）

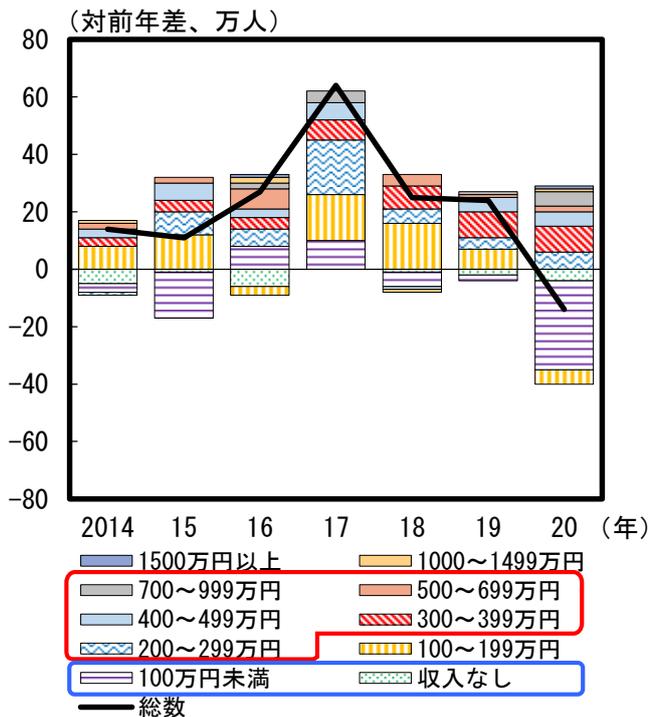
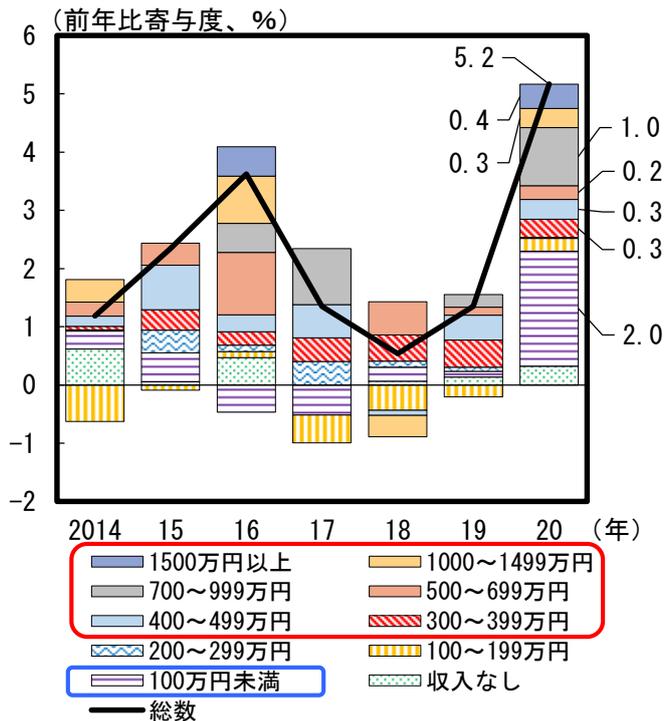


図6 女性配偶者（就業者）の平均収入



図7 平均収入上昇の寄与度分解



(備考) 1. 総務省「労働力調査」により作成。

2. 図6の女性配偶者（就業者）の平均収入は、詳細集計Ⅱ-12表を基に、世帯主の配偶者（女性）について、各年収層の中央値※に各年収層の就業者数を乗じた金額の合計を、就業者数全体で除して求めた。ただし、100~199万円の層は、自分の年収を、所得税・住民税がかからない上限の103万円、勤務先で社会保険に加入する必要がない上限の106万円、の範囲内に納める方が多く存在すると仮定し、110万円とした。また1500万円以上の層は、1500万円とした。具体的には以下の通り。

※100万円未満：50万円、100~199万円：110万円、200~299万円：250万円、300~399万円：350万円、400~499万円：450万円、500~699万円：600万円、700~999万円：850万円、1000~1499万円：1250万円、1500万円以上：1500万円。

担当：内閣府 政策統括官（経済財政分析担当）付参事官（総括担当）付

吉田 貴紀（直通 03-6257-1569）

本レポートの内容や意見は執筆者個人のものであり、必ずしも内閣府の見解を示すものではない。